

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	生活療養標準負担額減額の認定	
根 拠 法 令	国民健康保険法施行規則	
根 拠 条 項	第26条の6の4	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	<p>《生活療養標準負担額減額認定の申請・認定証の認定》</p> <p>○ 国民健康保険法施行規則 第26条の6の4</p> <p>1 市町村は、被保険者が、令第29条の3第1項第5号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者(第3項第1号において「生活療養減額認定世帯員」という。)の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第62条の3第1号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第62条の3第1号の規定による市町村の認定(第27条の14の2及び第27条の14の5に規定する認定を除く。以下この条において「認定」という。)を行わなければならない。</p> <p>《健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額》</p> <p>平成8年8月16日 厚生省告示 第203号 改正告示令和6年3月5日 厚生労働省告示第65号 令和6年6月1日から適用</p> <p>健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額とする。なお、1日の食事療養標準負担額は、3食に相当する額を限度とする。</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年 1月 1日設定 (令和 6年12月11日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即日
	設 定 等 年 月 日	平成27年 1月 1日設定 (令和 年 月 日最終変更)

審査基準

基準

生活療養標準負担額《入院の必要性の高い患者以外》

市民税	所得区分	食費(1食)	居住費
課税	一般（入院時生活療養費Ⅰを算定する医療機関に入院している者）	490円	370円 (1日)
	一般（入院時生活療養費Ⅱを算定する医療機関に入院している者）	450円	
非課税	70歳未満：区分才	230円	
	70歳以上：区分Ⅱ	140円	
	70歳以上：区分Ⅰ		

生活療養標準負担額《入院の必要性の高い患者》

市民税	所得区分	食費(1食)	居住費	
課税	一般（入院時生活療養費Ⅰを算定する医療機関に入院している者）	490円	370円 (1日)	
	一般（入院時生活療養費Ⅱを算定する医療機関に入院している者）	450円		
非課税	70歳未満：区分才	過去1年間の入院が90日以内		230円
	70歳以上：区分Ⅱ	過去1年間の入院が91日以上		180円
	70歳以上：区分Ⅰ		110円	